

別府市観光・産業部指定管理候補者の
選定に係る報告書

令和3年11月5日

別府市観光・産業部
指定管理候補者選定委員会

別府市観光・産業部指定管理候補者の選定にあたり、別府市観光・産業部指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募者から提出された提案書類等により協議を行った結果、次のとおり選定しましたので、ここに報告します。

令和3年11月5日

別府市長 長野 恭 紘 様

別府市観光・産業部
指定管理候補者選定委員会
委員長 宮野 幸 岳

1 選定結果について

選定委員会は、別府市観光・産業部が所管する別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場及び別府市神楽女駐車場の指定管理者の指定を行うため、公募した施設について、「別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場及び別府市神楽女駐車場の設置及び管理に関する条例」、「別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場及び別府市神楽女駐車場 指定管理者募集要項」等に基づき、応募提案書類等を厳正に審査した結果、次の団体を指定管理者の候補者として選定した。

	施設名	指定期間	候補者名
1	別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場及び別府市神楽女駐車場	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	株式会社Recamp

2 審査方法（概要）

各応募内容について、観光課において第1次審査として資格審査を行い、選定委員会において第2次審査として事業計画等の内容審査及び面接審査を行った上で協議し、指定管理候補者を選定した。

3 選定委員会の開催経緯

- (1) 第1回選定委員会<令和3年8月6日>
 - ① 選定委員会委員長・副委員長の選任
 - ② 公募の要件（募集要項等）について決定
 - ③ 選定基準及び配点について決定

- (2) 第2回選定委員会<令和3年10月18日>
 - ① 内容審査及び面接審査の実施
 - ② 指定管理候補者の選定及び選定理由の協議

4 審査結果

(1) 資格審査

申請者の資格（団体であること、法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと、暴力団関係者排除対象者に該当しないこと等）については、指定申請書に添付された官公署の証明書類との照合又は警察機関への照会等により、いずれの申請者も適合していることを確認した。

(2) 審査について

審査に先立ち、審査方法（選定基準及び配点等）について、協議し決定した。

① 選定基準及び配点について

選定基準は、別府市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項第1号から第4号に定める項目と、施設の特性に鑑み、衛生管理対策に関する項目を追加し、5項目とした。

また、配点については以下のとおりとし、この内容については第1回選定委員会で決定し、募集要項に記載した。

選定基準	審査の項目	配点
利用者の平等な利用が確保されるとともに、より利用しやすいキャンプ場にするためのサービスの向上等が図られるものであること。	(1)施設の設置目的及び市が示した管理の方針	委員1人につき30点
	(2)平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	
	(3)利用者ニーズへの対応やサービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
公の施設の効用を最大限に発揮するもので、利用者の増加が図られるものであること。	(1)利用者増を図るための具体的手法及び期待される効果	委員1人につき50点
	(2)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
管理の経費の縮減が図られるものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	委員1人につき30点
事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。	(1)収支計画の内容、適格性、及び実現の可能性、収支差額の使途に関する提案	委員1人につき70点
	(2)安定的な運営が可能となる組織体制	
	(3)安定的な運営が可能となる経理的基盤	
	(4)類似施設の運営実績	
	(5)情報保護の取組み	
衛生的で快適な環境が提供できる衛生管理対策の取組が図られていること。	(1)衛生管理対策のための具体的な手法と実効性	委員1人につき20点
	(2)衛生管理対策を実現するための体制	
合 計		委員1人につき200点

② 審査について

申請者から提出された事業計画書及び面接の審査を基に、各委員が個人評価（採点）し、全委員の評価（採点）を合計した点数を評価点とし、その評価点が最も高い申請者を本委員会の総意として選定することとした。

また、指定管理者の指定取消後の対応等のため、第2順位及び第3順位の法人等について、指定管理予定候補者として協議することを決定した。

(3) 審査結果

審査の結果、前記「1 選定結果について」に記載の応募者は、全委員の評点合計が最も高く、委員会の総意として指定管理候補者に選定した。

また、指定管理予定候補者について、第2順位及び第3順位の法人等を決定した。

5 審査講評

創意工夫の凝らされた新しく魅力的な事業提案が具体的になされており、それを実現可能にする実践的なノウハウや、全国各地で、類似施設等の運営状況の改善を達成している運営実績を評価した。

また、野営場のオーバーユースをどう解決していくかといった問題意識を的確に把握しており、ゾーニングや予約システムの導入のほか、初心者への不便や不安の解消方策等が明確に示されていた。

利用料金の収受等にかかる提案では、施設の予約からチェックイン及び決済まで全てオンラインでスムーズに行うことができ、利便性向上及び本市が目指す観光DXの推進に資するものと思われる。

付帯意見として、別府市総合戦略・別府市総合計画と整合性をもたせた運営方針をさらに意識し、地元の観光産業や、企業、住民組織と連携した運営を行うことを要望する。

さらに、施設利用者が志高湖周辺だけの訪問で完結するのではなく、市街地との回遊性を高める取組を講じること等によって、別府市全体への経済波及効果や観光振興への寄与を期待する。

6 別府市観光・産業部指定管理候補者選定委員会名簿

	氏 名	職 名
委 員 長	宮野 幸岳	大分県立芸術文化短期大学 准教授
副 委 員 長	倉原 浩志	別府市商工会議所専務理事
委 員	大平 順治	別府市自治委員会副会長
委 員	櫻井 美也子	櫻井美也子税理士事務所長
委 員	松崎 智一	別府市副市長

任期：令和3年8月6日から令和4年3月31日まで